

古殿町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

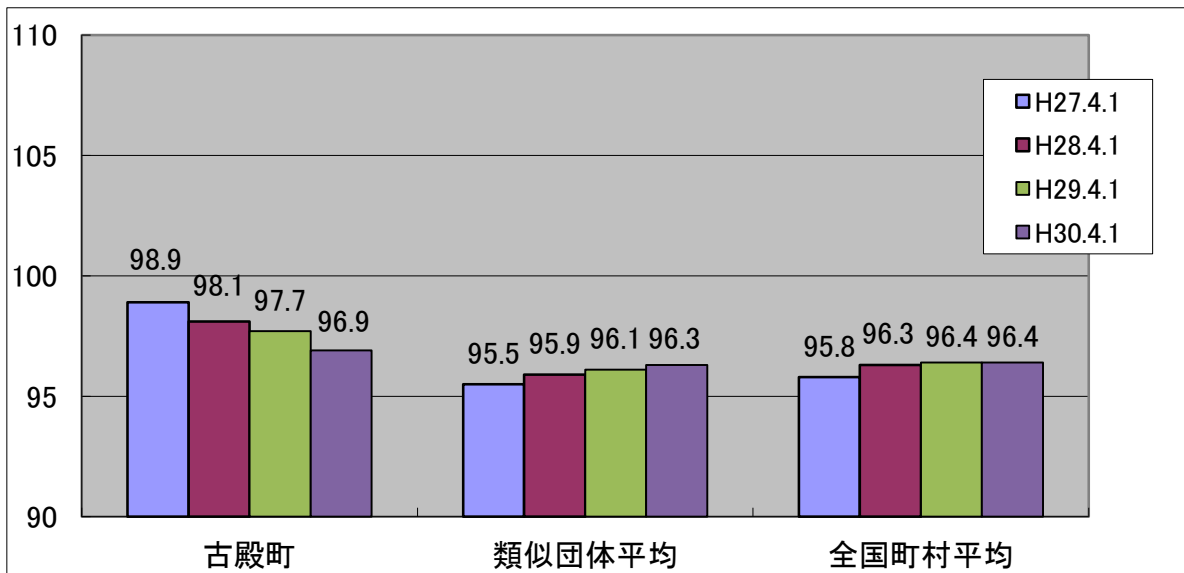
区分	住民基本台帳人口 (平成30年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成28年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成29年度	5,419	5,065,203	78,827	651,295	12.86	12.96

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成29年度	76	255,314	38,383	98,705	392,402	5,163	5,523

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況 ※人事委員会を設置していないため記載なし

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額ある。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、福島県に準拠して平均1%引下げ。
 若年層については、最高で1.4%の引上げ。高齢層については、最高で3.0%引下げ。
 激変緩和のため、5年間(平成32年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

該当なし

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国県と同様に見直しを実施。
 (平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

平成25年10月1日から平成26年1月31日までの間、職位に応じて、給料月額の4.77~9.77%、給料の特別調整額の10%の減額措置を行った。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成30年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
古殿町	37.1 歳	280,913 円	329,223 円	301,520 円
福島県	42.8 歳	329,300 円	411,529 円	360,621 円
国	43.5 歳	329,845 円	—	410,940 円
類似団体	41.5 歳	304,556 円	350,996 円	329,554 円

②技能労務職

区分	公務員				民間			参考 A/B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢		平均給与月額 (B)
古殿町	58.7 歳	1 人	322,808 円	395,430 円	344,308 円	—	—	—	—
うち運転手	58.7 歳	1 人	322,808 円	395,430 円	344,308 円	自家用乗用自動車運転手	61.3 歳	188,700 円	2.10
福島県	55.7 歳	222 人	336,100 円	373,380 円	350,562 円	—	—	—	—
国	50.7 歳	2,553 人	286,817 円	—	328,637 円	—	—	—	—
類似団体	49.5 歳	5 人	277,651 円	302,228 円	289,378 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
古殿町	6,278,323	—	—
うち運転手	6,278,323 円	2,455,800 円	2.56

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成25年度～27年度の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成30年4月1日現在)

区分		古殿町	福島県	国
一般行政職	大学卒	183,400 円	190,100 円	179,200 円
	高校卒	150,400 円	154,900 円	147,100 円
技能労務職	高校卒	158,000 円	152,900 円	—
	中学卒	144,000 円	144,500 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成30年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	248,550 円	318,700 円	365,500 円	—
	高 校 卒	—	—	—	—
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—

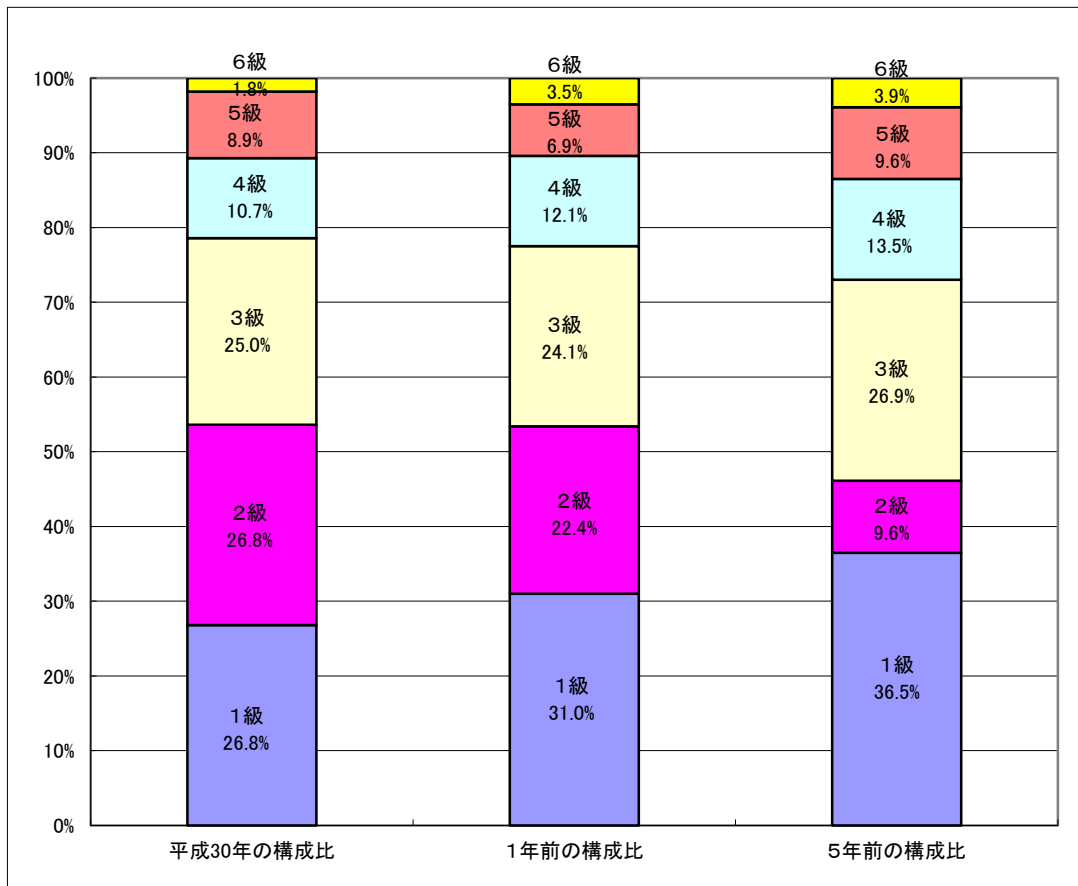
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成30年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事	15 人	26.8 %	145,800 円	253,100 円
2 級	主事	15 人	26.8 %	197,500 円	311,100 円
3 級	係長、主査	14 人	25.0 %	234,200 円	358,200 円
4 級	主任主査、課長補佐	6 人	10.7 %	267,900 円	393,300 円
5 級	課長、主幹	5 人	8.9 %	294,800 円	404,900 円
6 級	困難な業務を処理する課長、参事	1 人	1.8 %	326,200 円	424,100 円

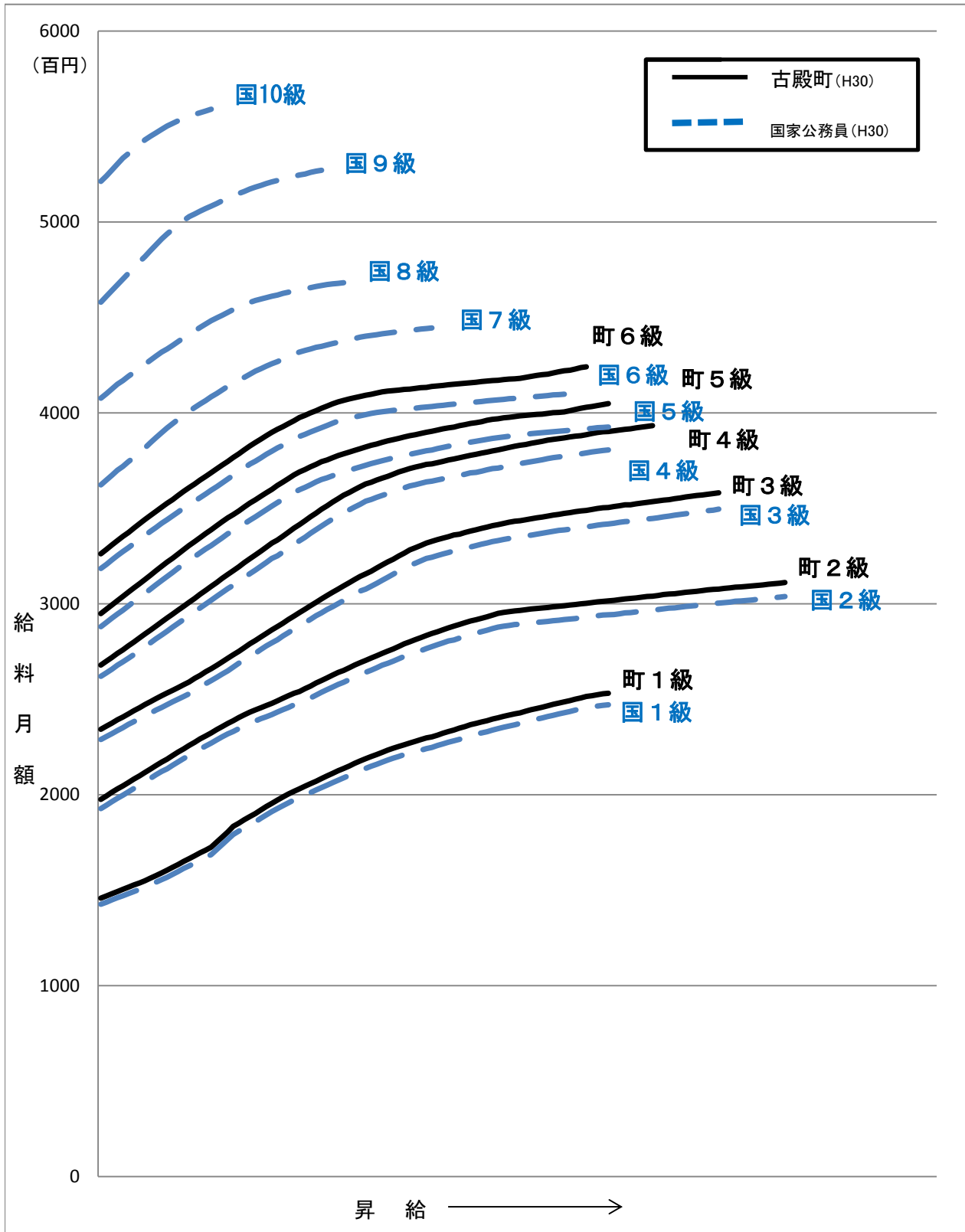
(注) 1 古殿町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(平成30年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(古殿町)

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

古殿町	福 島 県	国
1人当たり平均支給額(平成29年度) 1,277 千円	1人当たり平均支給額(平成29年度) 1,769 千円	—
(平成29年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.40)月分 (0.85)月分	(平成29年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.40)月分 (0.85)月分	(平成29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45)月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(古殿町)

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	平成32年度6月期		平成32年度6月期	

(2) 退職手当(平成30年4月1日現在)

古殿町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2~20%加算 (退職時特別昇給 有り)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2~45%加算		
1人当たり平均支給額		11,253 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

支給なし

(4) 特殊勤務手当

支給なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成29年度決算)	13,501 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	225 千円
支給実績(平成28年度決算)	11,823 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)	184 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(29年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (平成30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成29年度決算)
扶養手当	配偶者 月額 6,500 円 子 月額 10,000 円 子(満16歳初年度から満22歳年) 月額 5,000 円 父母等 月額 5,000 円	同		7,234 千円	212,785 円
住居手当	借家・借間 家賃月額9,500円以上を支払っている場合に支給 ・家賃20,500円以下 家賃額-9,500円 ・家賃20,500円超 52,500円未満 (家賃額-20,500円)×1/2+11,000円 ・家賃額52,500円以上 27,000円	異	家賃 12,000円以上	4,008 千円	235,764 円
通勤手当	交通機関等利用 63,000円まで全額。63,000円を超えた場合は、その超えた額の2分の1の額を63,000円に加算	異	運賃 55,000円以下	5,207 千円	89,782 円
	自家用車等利用 通勤距離片道2km以上で通勤距離に応じて 2,200円～43,400円		2,000円～31,600円		
管理職手当	管理・監督の地位にある職員 ・課長 給料月額10% ・主幹 給料月額8% ・課長補佐 給料月額7%	異	俸給表別、職務の級別、俸給の特別調整額の区分別に定められた額を支給	6,516 千円	383,299 円
単身赴任手当	異動により配偶者と別居することとなったとき(異動距離60km以上で異動距離に応じて) 月額30,000円～70,000円	同		0 千円	0 円
宿日直手当	宿直・日直により休日や夜間に勤務したとき 1回につき5,300円	異	職務の態様に応じ、1回につき4,200円～21,000円	642 千円	12,600 円
寒冷地手当	寒冷地手当支給地域見直しにより対象外(経過措置終了)			539 千円	28,389 円

5 特別職の報酬等の状況(平成30年4月1日現在)

区 分		給料月額等	
報 酬	町 長	758,000 円 (- 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 円/ 円
	副 町 長	607,000 円 (- 円)	870,000 円 / 345,000 円
	議 長	304,000 円 (- 円)	653,000 円 / 360,000 円
	副 議 長	239,000 円 (- 円)	365,000 円 / 200,000 円
	議 員	223,000 円 (- 円)	316,000 円 / 168,000 円
			301,000 円 / 143,000 円
期 末 手 当	町 長	(平成29年度支給割合) 6月期 1.55 月分 計 3.225 月分	
	副 町 長	12月期 1.675	
退 職 手 当	議 長	(平成29年度支給割合) 6月期 1.50 月分 計 3.10 月分	
	副 議 長	12月期 1.60	
備 考	町 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 町 長	給料月額×在職期間×支給率0.48	17,464,320 円 任期毎
		給料月額×在職期間×支給率0.29	8,449,440 円 任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

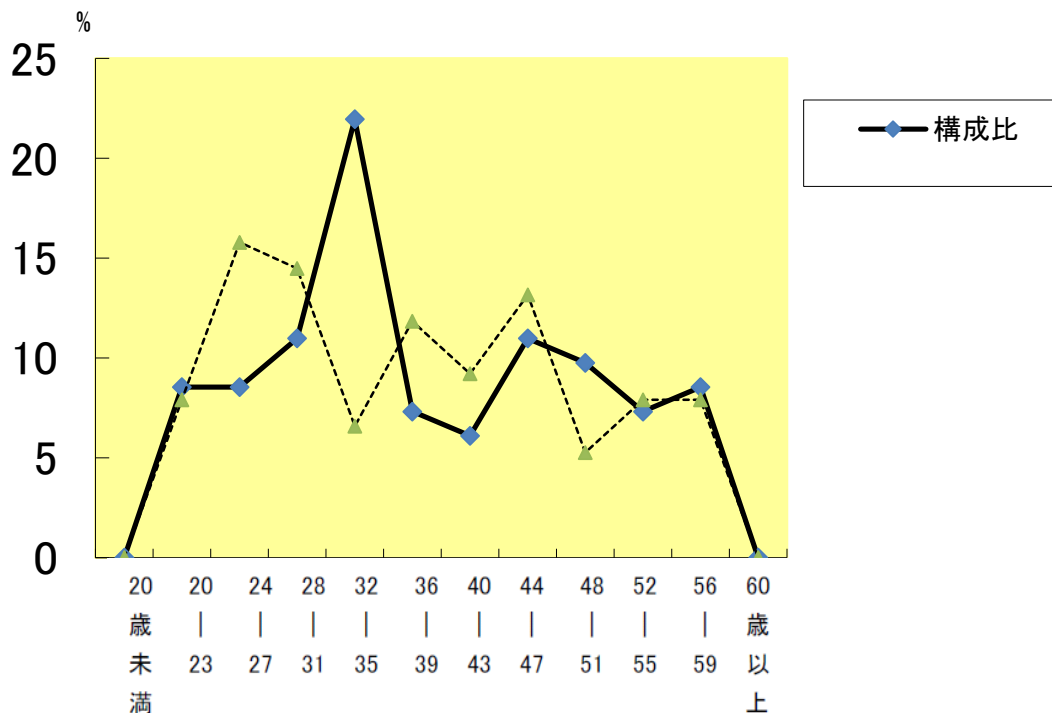
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成29年	平成30年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	社会福祉協議会への派遣
		総 務	17	17	0	
		税 務	5	6	1	
		民 生	15	14	△ 1	
		衛 生	6	6	0	
		農 水	10	9	△ 1	
		商 工	2	2	0	
	土 木	6	6	0		
	計	63	62	△ 1		
	教育部門	13	15	2		
	小 計	76	77	1		
公 営 会 社 等 部 門	水 道	1	1	0		
	下 水 道	0	0	0		
	そ の 他	4	4	0		
	小 計	5	5	0		
合 計		81 [93]	82 [93]	1 [0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(平成30年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	0人	7人	7人	9人	18人	6人	5人	9人	8人	6人	7人	0人	82人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

年度 部門別	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政	58	57	60	58	63	62	4 (6.9%)
教育	13	13	14	14	13	15	2 (15.4%)
普通会計計	71	70	74	72	76	77	6 (8.5%)
公営企業等会計計	5	5	5	5	5	5	0 (0.0%)
総合計	76	75	79	77	81	82	6 (7.9%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。